

ミルキーウェイ規約

1 総則

名 称 本会は、ミルキーウェイ（英文名称 MILKY WAY）と称する。
事務所 本会は事務所を深井宅に置く。
（939-0545 富山市水橋伊勢領 45）
目 的 本会は、スキー・温泉・バーベキュー等で会員およびその家族相互の親睦を深めることを目的とする。

2 事業 本会は目的達成のため年間を通して、行事を行う。

3 会員

組織会員 本会は目的に賛同する者のみによって構成する。
入会 会に新たに入会しようとする者は、理事会全員の承認を得なければならない。
退会 退会しようとする者は、退会届を理事会に提出し、理事会の承認を得るまで本会の会員とみなす。
※ただし、会員として25年以上経過した者は、名誉会員としてクラブ内にその名を留め、各クラブ行事に参加することができる。
休部 都合により、一時的に本会の活動が出来ないときは、理事会の承認を得て休部することが出来る。

4 会計

会費 本会の経費は会員からの会費その他を以てこれにあてる。
会費は会員一人につき年7,000円とする。（クラブ行事に反映する）
SAJ公認資格を有する者は富山県スキー連盟に登録し、その登録費・保険料等の実費は本人の負担とする。その他の者の登録は会員の自由とする。
※登録・登録費の支払いは、日本スキー連盟のシクミネットを活用し各自で行う。

会計年度 本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

5 役員 本会の役員を総会で選出する。

（会長） 1名 （副会長） 1名 （理事長） 1名 （理事） 5名
（監事） 2名 （渉外・会計） （監査） 1名

役員の任期は、1年とし再任は妨げない。

会長・・・会長は本会を代表し、会を統括する。
副会長・・・副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代行する。
理事長・・・理事長は理事会を代表し、理事会を執行する。
理事・・・理事は総会及び理事会の決議に従い本会を運営する。
監事・・・監事は渉外・会計の職務を担当処理する。
監査・・・監査は事務監査及び会計監査の職務を担当処理する。

6. 運営

(総会)

総会は本会の最高決議機関であり、年1回開催し次のことを審議決定する。

- ①役員の選出
- ②予算並びに決算
- ③事業計画並びに事業報告
- ④規約の改廃

(理事会)

理事会は本会の執行機関であり、事業計画の具体化及び緊急の決定事項が生じた場合の処理にあたる。

理事会は会長・副会長・理事を以って構成し、理事長が召集する。

監事及監査は理事会に出席して意見を述べることが出来る。

(規約の改廃)

本規約の改廃は理事会が提案し、会員3分の2以上出席した総会において、出席会員3分の2以上の同意を得なければならない。

(施行)

本規約の施行は

平成 6年 (1994年) 11月26日とする。
平成 7年 (1995年) 9月23日改定
平成10年 (1998年) 10月17日改定
平成13年 (2001年) 11月10日改定
平成16年 (2004年) 11月13日改定
平成18年 (2006年) 10月28日改定
平成22年 (2010年) 10月23日改定
平成24年 (2012年) 11月 3日改定
平成25年 (2013年) 10月26日改定
令和 5年 (2023年) 11月 3日改定
令和 7年 (2025年) 10月25日改定